

独立行政法人国立文化財機構アジア太平洋無形文化遺産研究センター職員の  
勤務時間・休暇等に関する細則

平成 2 3 年 4 月 1 日

国立文化財機構細則第 3 2 号

(目的)

第 1 条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）及び独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第 2 条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第 3 条 勤務時間等規程第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項及び育児・介護規程第 1 9 条に基づく始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

| 勤 務                      |    | 始 業                                        | 終 業                                      | 休憩時間                   |
|--------------------------|----|--------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------|
| アジア太平洋無形文化遺産<br>研究センター職員 |    | 午前 8 時 4 5 分                               | 午後 5 時 3 0 分                             | 午後 0 時から<br>午後 1 時     |
| 育児又は介護を行う職員              | 早出 | 午前 7 時 0 0 分<br>から<br>8 時 3 0 分まで<br>の範囲   | 午後 3 時 4 5 分<br>から<br>5 時 1 5 分まで<br>の範囲 | 午後 0 時から<br><br>午後 1 時 |
|                          | 遅出 | 午前 9 時 0 0 分<br>から<br>1 1 時 0 0 分ま<br>での範囲 | 午後 5 時 4 5 分<br>から<br>7 時 4 5 分まで<br>の範囲 | 午後 0 時から<br><br>午後 1 時 |

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(アジア太平洋無形文化遺産研究センター設置準備室に関する読替え)

2 この細則に規定する「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」は、平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 9 月 3 0 日までの間、「アジア太平洋無形文化遺産研究センター設置準備室」と読替えるものとする。

附 則

この細則は、平成 2 3 年 7 月 8 日に改正し、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 3 月 2 4 日に改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。